

目 次

津市条例

津市営浄化槽事業基金条例

津市特別会計条例の一部を改正する条例

津市訓令

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市告示

国民健康保険被保険者証の無効

津市下水道排水設備指定工事店の取り消し

津市営住宅近傍同種の住宅の家賃

住民票の職権消除に係る公示送達

放置自転車等の撤去及び保管

津市議会臨時会の招集

国民健康保険被保険者証の無効

公示送達

津市公告

犬の抑留

道路位置指定

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市農業振興地域整備計画の変更

平成27年1月分津市農用地利用集積計画の決定

道路位置指定

犬の抑留

津市水道事業管理規程

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市議会規程

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市教育委員会訓令

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市選挙管理委員会告示

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市監査委員告示

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市農業委員会告示

農地等の権利移動にかかる下限面積「別段の面積」

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市営浄化槽事業基金条例をここに公布する。

平成 27 年 2 月 13 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 号

津市営浄化槽事業基金条例

(設置)

第 1 条 津市営浄化槽事業に係る下水道事業債等の償還の資金に充てるため、津市営浄化槽事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金には、各会計年度において津市営浄化槽事業特別会計歳入歳出予算に定める額を積み立てる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、津市営浄化槽事業特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長

が別に定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

津市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 2 月 13 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 3 号

津市特別会計条例の一部を改正する条例

津市特別会計条例（平成 18 年津市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 9 号を第 10 号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 津市営浄化槽事業特別会計 市営浄化槽事業

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 1 号

津市水道事業管理規程第 1 号

津市教育委員会訓令第 1 号

津市選挙管理委員会告示第 2 号

津市農業委員会告示第 2 号

津市監査委員告示第 2 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 7 年 2 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 高 松 和 也

津市議会議長 田 矢 修 介

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第３中「久居教育事務所」を「津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

津市告示第 18 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 27 年 2 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
1 2 6 8 8 8 3	平成 26 年 10 月 1 日	平成 27 年 1 月 8 日
0 4 7 4 4 3 7	平成 26 年 10 月 1 日	平成 27 年 1 月 13 日

津市告示第 19 号

津市公共下水道条例（平成 18 年津市条例第 201 号）第 15 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定を取り消したので、同条例第 17 条第 1 項第 2 号の規定により告示する。

平成 27 年 2 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

指定を取り消した工事店

工 事 店 名	所 在 地	取消し年月日
森田設備	津市一志町大仰 526 番地 7	平成 27 年 1 月 22 日

津市告示第 2 0 号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 5 号）
第 1 6 条第 2 項及び津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1
8 年津市規則第 2 0 3 号）第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 7 年度の津
市市営住宅の近傍同種の住宅の家賃を次のとおり定めたので告示する。

平成 2 7 年 2 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

市 営 住 宅 の 名 称	近傍同種の住宅の家賃
白塚団地 1 号館	3 3 , 5 0 0 円
白塚団地 2 号館	3 3 , 5 0 0 円
白塚団地 3 号館	3 3 , 8 0 0 円
白塚団地 4 号館	3 9 , 5 0 0 円
白塚団地 5 号館	4 0 , 2 0 0 円
一身田アパート 1	3 9 , 2 0 0 円
一身田アパート 2	3 9 , 2 0 0 円
上浜六丁目住宅	8 , 0 0 0 円
旭町 C B アパート	1 3 , 3 0 0 円
下部田簡耐住宅	8 , 3 0 0 円
大井アパート	2 5 , 5 0 0 円
大井住宅 1	3 9 , 1 0 0 円
大井住宅 2	3 9 , 1 0 0 円
大井住宅 3	3 9 , 6 0 0 円
大井住宅 4	3 9 , 6 0 0 円
大井住宅 5	4 0 , 1 0 0 円
大井住宅 6	4 1 , 1 0 0 円
大井住宅 7	4 1 , 0 0 0 円
大井住宅 8	4 1 , 0 0 0 円
高洲町アパート 1 号館	1 5 , 5 0 0 円
高洲町アパート 2 号館	1 8 , 2 0 0 円
高洲町アパート 3 号館	2 3 , 5 0 0 円

高洲町アパート 4 号館	2 5, 4 0 0 円
高洲町アパート 5 号館	2 5, 4 0 0 円
高洲住宅 1	4 1, 0 0 0 円
高洲住宅 2	4 1, 0 0 0 円
高洲住宅 3	4 2, 0 0 0 円
高洲住宅 4	4 1, 9 0 0 円
新町 2 号館アパート	1 7, 1 0 0 円
新町 3 号館アパート	1 5, 1 0 0 円
新町 4 号館アパート	1 5, 1 0 0 円
千鳥アパート	4 3, 5 0 0 円
阿漕簡耐住宅	1 1, 7 0 0 円
阿漕 B 住宅	9, 6 0 0 円
阿漕 C 住宅	9, 6 0 0 円
阿漕 1 号館アパート	1 4, 2 0 0 円
阿漕 2 号館アパート	1 5, 0 0 0 円
南阿漕 1 号館	2 8, 6 0 0 円
南阿漕 2 号館	3 2, 2 0 0 円
朝汐 1 号館アパート	1 2, 1 0 0 円
朝汐 2 号館アパート	1 3, 3 0 0 円
朝汐 3 号館アパート	1 3, 8 0 0 円
藤水団地 1 号館	4 2, 0 0 0 円
藤水団地 2 号館 1	4 0, 3 0 0 円
藤水団地 2 号館 2	4 5, 2 0 0 円
上弁財団地 1 号館	5 0, 6 0 0 円
上弁財団地 2 号館 1	5 1, 1 0 0 円
上弁財団地 2 号館 2	4 2, 1 0 0 円
ぜにやま団地 1 号館	1 1, 0 0 0 円
ぜにやま団地 2 号館	1 2, 2 0 0 円
ぜにやま団地 3 号館	1 1, 9 0 0 円
ぜにやま団地 4 号館	1 3, 3 0 0 円
ぜにやま団地 5 号館	1 2, 7 0 0 円
ぜにやま団地 6 号館	1 4, 6 0 0 円
ぜにやま団地 7 号館	1 5, 1 0 0 円

ぜにやま団地 8 号館	1 5 , 5 0 0 円
ぜにやま団地 9 号館	1 6 , 2 0 0 円
ぜにやま団地 1 0 号館	1 6 , 2 0 0 円
ぜにやま団地 1 1 号館	1 6 , 2 0 0 円
ぜにやま団地 1 2 号館	1 7 , 7 0 0 円
ぜにやま団地 1 3 号館	2 2 , 5 0 0 円
ぜにやま団地 1 4 号館	2 2 , 7 0 0 円
ぜにやま団地 1 5 号館	2 4 , 6 0 0 円
ぜにやま団地 1 6 号館	2 5 , 6 0 0 円
ぜにやま団地 1 7 号館	2 8 , 7 0 0 円
ぜにやま団地 1 8 号館	2 8 , 7 0 0 円
ぜにやま団地 1 9 号館	2 7 , 5 0 0 円
垂水 D 住宅	9 , 1 0 0 円
藤方団地 1 号館	2 9 , 2 0 0 円
藤方団地 2 号館	3 0 , 6 0 0 円
藤方団地 3 号館	3 0 , 7 0 0 円
藤方団地 4 号館	2 9 , 6 0 0 円
城山アパート	1 1 , 3 0 0 円
西城山 1 号館アパート	1 5 , 3 0 0 円
西城山 2 号館アパート	1 5 , 3 0 0 円
西城山 3 号館アパート	1 5 , 7 0 0 円
西城山 4 号館アパート	1 5 , 7 0 0 円
西城山 5 号館アパート	1 5 , 5 0 0 円
西城山 6 号館アパート	1 5 , 5 0 0 円
小森団地 1 号館	4 6 , 2 0 0 円
小森団地 2 号館	4 2 , 7 0 0 円
高茶屋住宅	8 , 9 0 0 円
里ノ上 A 住宅	8 , 4 0 0 円
里ノ上 B 住宅	8 , 5 0 0 円
雲出 1 号館 1	7 2 , 5 0 0 円
雲出 1 号館 2	6 8 , 0 0 0 円
雲出 1 号館 3	6 7 , 4 0 0 円
雲出 1 号館 4	6 7 , 4 0 0 円

雲出 1 号館 5	6 9 , 8 0 0 円
雲出 2 号館 1	7 5 , 0 0 0 円
雲出 2 号館 2	7 0 , 1 0 0 円
雲出 2 号館 3	6 9 , 4 0 0 円
雲出 2 号館 4	7 0 , 1 0 0 円
雲出 2 号館 5	6 9 , 4 0 0 円
雲出 2 号館 6	7 1 , 9 0 0 円
雲出 2 号館 7	7 5 , 0 0 0 円
野村団地	1 0 , 9 0 0 円
野村東団地	1 0 , 3 0 0 円
相川団地	1 2 , 4 0 0 円
森団地 1	8 , 3 0 0 円
森団地 2	8 , 7 0 0 円
森団地 3	1 2 , 0 0 0 円
森団地 4	1 2 , 3 0 0 円
森団地 5	8 , 7 0 0 円
森団地 6	1 5 , 1 0 0 円
森団地 7	1 3 , 5 0 0 円
森団地 8	1 5 , 1 0 0 円
中町団地 A	2 7 , 2 0 0 円
中町団地 B	2 9 , 4 0 0 円
相川西団地 A	2 9 , 0 0 0 円
相川西団地 B	3 7 , 0 0 0 円
明神団地	3 7 , 0 0 0 円
北口団地 A	3 7 , 5 0 0 円
北口団地 B	4 0 , 6 0 0 円
桃里団地 A	4 4 , 8 0 0 円
桃里団地 B	5 2 , 2 0 0 円
桃里団地 C	4 6 , 2 0 0 円
桃里団地 D 1	1 0 7 , 7 0 0 円
桃里団地 D 2	8 8 , 7 0 0 円
桃里団地 D 3	8 8 , 8 0 0 円
桃里団地 D 4	1 0 6 , 6 0 0 円

中別保住宅	9, 4 0 0 円
青木団地 1	1 6, 8 0 0 円
青木団地 2	1 8, 3 0 0 円
藤ヶ丘団地 1	2 9, 2 0 0 円
藤ヶ丘団地 2	2 9, 8 0 0 円
殿町住宅	3 8, 6 0 0 円
新横山住宅	3 9, 0 0 0 円
美里第 1 住宅 A 棟	3 4, 6 0 0 円
美里第 1 住宅 B 棟	3 4, 6 0 0 円
美里第 2 住宅 1 号館	1 8, 1 0 0 円
美里第 2 住宅 2 号館	1 8, 1 0 0 円
片野団地 A 棟	3 7, 5 0 0 円
片野団地 B 棟	3 7, 5 0 0 円
新沢田団地	1 7, 0 0 0 円
奥津団地	5, 5 0 0 円
下之川団地	5, 2 0 0 円

津市告示第 2 1 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条及び同法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第 4 項の規定により告示する。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができる。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して 3 0 日以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができる。

なお、次のいずれかに該当するときは、当該異議申立てについての決定を経ないで、審査請求をすることができる。

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して 3 箇月を経過しても決定がないとき。
- (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

平成 2 7 年 2 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 職権消除した住民票

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○
氏 名 ○ ○ ○
生年月日 ○○○○○○○○○○○

2 消除した年月日

平成 2 7 年 1 月 2 0 日

津市告示第 2 2 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第 1 2 条第 2 項及び第 1 3 条第 2 項の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 7 年 2 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
乙部地内	1	平成 2 7 年 1 月 1 6 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 1 月 1 9 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 1 月 2 0 日
桜橋地内	1	平成 2 7 年 1 月 2 0 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 1 月 2 1 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 7 年 1 月 2 2 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 7 年 1 月 2 3 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 2 7 年 1 月 2 6 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 1 月 2 7 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 7 年 1 月 2 7 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 1 月 2 9 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 2 3 号

平成 2 7 年第 1 回津市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 2 7 年 2 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

平成 2 7 年 2 月 1 2 日

2 招集の場所

津市議会議事堂

3 会議の事件

- (1) 専決処分の承認について
- (2) 専決処分の承認について
- (3) 専決処分の報告について
- (4) 専決処分の報告について
- (5) 専決処分の報告について
- (6) 専決処分の報告について
- (7) 津市営浄化槽事業基金条例の制定について
- (8) 津市特別会計条例の一部の改正について
- (9) 工事請負契約について
- (10) 工事請負契約について
- (11) 工事請負契約について
- (12) 工事請負契約について

津市告示第 2 4 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 2 7 年 2 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
2 1 4 1 1 5 3	平成 2 6 年 1 0 月 1 日	平成 2 7 年 1 月 2 日
5 1 3 9 6 0 0	平成 2 6 年 1 0 月 1 日	平成 2 7 年 1 月 1 6 日

津市告示第 2 5 号

下記の者の差押調書謄本、配当計算書謄本及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 7 年 2 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇	差押調書謄本、配当計算書謄本、充当通知書

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市公告第 10 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 27 年 2 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 27 年 1 月 28 日

2 抑留期間 平成 27 年 2 月 4 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市南ヶ丘	雑種	茶	雄	中型	9 1 日 以上	首輪あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 1 1 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を指定しましたので、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 7 年 2 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 指定にかかる道路の種類
法第 4 2 条第 1 項第 5 号
- 2 指定の年月日
平成 2 7 年 2 月 4 日
- 3 指定道路の位置
津市白塚町字石神 4 3 1 9 番 4
- 4 指定道路の延長及び幅員
延長 3 4 . 0 9 m
幅員 4 . 0 0 m

津市公告第 1 2 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 2 7 年 2 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

427020934

公 告 日	平成27年2月9日		工 事 担 当 課	農業基盤整備課	
工 事 名	平成26年度農基災補第68号 柁頭首工ゲート設備災害復旧工事				
工 事 場 所	津市 稲葉町		地内		
工 事 概 要	ゴム引布製起伏ゲート 一式				
工 期	契約締結の日から 平成27年3月31日 まで				
発 注 業 種	機械器具設置				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	なし			
	格付要件	なし			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】	
	同種工事 実績要件	過去10年間の官公庁等元請実績で以下のとおり 機械器具設置工事で発注されたゴム引布製起伏堰ゲート設備の製作又は据付工事			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)		
現場代理人		常駐配置 (監理技術者と兼務可)			
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成24年10月1日～平成25年9月30日)				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成27年2月27日 まで			
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」			
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成27年2月27日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設計図書等 に 関 する 質 問	提出期限	平成27年2月18日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	平成27年2月24日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)			
	提出期限	平成27年2月27日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便 (株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成27年3月4日 午前10時00分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	59,365,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関 (独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業 (交通 (鉄道、空港)、資源エネルギー (電気、ガス、石油)、通信会社等) とする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。 ・工期については、当該事業に係る繰越手続きが完了後、変更契約を締結する予定です。(※設計図書特記仕様書参照のこと)				

事後審査型条件付一般競争入札

427020935

公 告 日	平成27年2月9日		工 事 担 当 課	農業基盤整備課	
工 事 名	平成26年度農基災補第77号 下稲葉頭首エゲート設備災害復旧工事				
工 事 場 所	津市 稲葉町		地内		
工 事 概 要	ゴム引布製起伏ゲート 一式 護床ブロック 85個				
工 期	契約締結の日から 平成27年3月31日 まで				
発 注 業 種	機械器具設置				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	なし			
	格付要件	なし			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事 実績要件	過去10年間の官公庁等元請実績で以下のとおり 機械器具設置工事で発注されたゴム引布製起伏堰ゲート設備の製作又は据付工事			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (監理技術者と兼務可)		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成24年10月1日～平成25年9月30日)				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成27年2月27日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成27年2月27日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設計図書等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成27年2月18日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	平成27年2月24日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成27年2月27日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便 (株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成27年3月4日 午前10時10分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	74,459,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関 (独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業 (交通 (鉄道、空港)、資源エネルギー (電気、ガス、石油)、通信会社等) とする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。 ・工期については、当該事業に係る繰越手続きが完了後、変更契約を締結する予定です。(※設計図書特配仕様書参照のこと)				

津市公告第 1 3 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 1 項の規定により津市農業振興地域整備計画を別冊のとおり変更し、同条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 2 項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を別紙のとおり公告します。

なお、別冊及び別紙は省略し、津市農林水産部農林水産政策課に備え置いて縦覧に供します。

平成 2 7 年 2 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 1 4 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

平成 2 7 年 2 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 15 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を指定しましたので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定により次のとおり公告します。

平成 27 年 2 月 13 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定にかかる道路の種類

法第 42 条第 1 項第 5 号

2 指定の年月日

平成 27 年 2 月 12 日

3 指定道路の位置

津市久居元町字中藪 2259 番 7、2259 番 9、2260 番 6、
2260 番 7 の一部、2260 番 8 の一部及び赤道の一部

4 指定道路の延長及び幅員

延長 31.40 メートル

幅員 4.00 メートルから 6.00 メートル

津市公告第 16 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 27 年 2 月 13 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 27 年 2 月 8 日

2 抑留期間 平成 27 年 2 月 17 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市島崎町	雑種	こげ茶	雄	中型	9 1 日 以上	首輪あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市訓令第 1 号

津市水道事業管理規程第 1 号

津市教育委員会訓令第 1 号

津市選挙管理委員会告示第 2 号

津市農業委員会告示第 2 号

津市監査委員告示第 2 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 27 年 2 月 12 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 高 松 和 也

津市議会議長 田 矢 修 介

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第３中「久居教育事務所」を「津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

津市訓令第 1 号

津市水道事業管理規程第 1 号

津市教育委員会訓令第 1 号

津市選挙管理委員会告示第 2 号

津市農業委員会告示第 2 号

津市監査委員告示第 2 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 27 年 2 月 12 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 高 松 和 也

津市議会議長 田 矢 修 介

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第３中「久居教育事務所」を「津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

津市訓令第 1 号

津市水道事業管理規程第 1 号

津市教育委員会訓令第 1 号

津市選挙管理委員会告示第 2 号

津市農業委員会告示第 2 号

津市監査委員告示第 2 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 27 年 2 月 12 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 高 松 和 也

津市議会議長 田 矢 修 介

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第３中「久居教育事務所」を「津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

津市訓令第 1 号

津市水道事業管理規程第 1 号

津市教育委員会訓令第 1 号

津市選挙管理委員会告示第 2 号

津市農業委員会告示第 2 号

津市監査委員告示第 2 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 27 年 2 月 12 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 高 松 和 也

津市議会議長 田 矢 修 介

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第３中「久居教育事務所」を「津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

津市訓令第 1 号

津市水道事業管理規程第 1 号

津市教育委員会訓令第 1 号

津市選挙管理委員会告示第 2 号

津市農業委員会告示第 2 号

津市監査委員告示第 2 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 27 年 2 月 12 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 高 松 和 也

津市議会議長 田 矢 修 介

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第３中「久居教育事務所」を「津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

津市農業委員会告示第1号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号に規定する別段の面積を定めた告示（平成21年津市農業委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成27年2月3日

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

1 30アールと定めた地域の「芸濃町河内」の次に「、一志町波瀬」を加える。

附 則

この告示は、平成27年3月1日から施行する。

津市訓令第 1 号

津市水道事業管理規程第 1 号

津市教育委員会訓令第 1 号

津市選挙管理委員会告示第 2 号

津市農業委員会告示第 2 号

津市監査委員告示第 2 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 27 年 2 月 12 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 高 松 和 也

津市議会議長 田 矢 修 介

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第３中「久居教育事務所」を「津南工事事務所並びに久居教育事務所及び津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。